

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の施行について

平成28年3月16日／循環型社会推進課

県では、美しく快適で安全な生活環境を守るため、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行します。

1 条例制定の背景

①県内の不用品回収・保管の実態（H27.7末時点）

| | 東部 | 中部 | 西部 | 計 |
|-------|----|----|----|----|
| 平成23年 | 7 | 6 | 12 | 25 |
| 平成24年 | 4 | 5 | 15 | 24 |
| 平成25年 | 4 | 5 | 14 | 23 |
| 平成26年 | 4 | 6 | 18 | 28 |
| 平成27年 | 8 | 10 | 20 | 38 |

各地区ともに27年にかけて増加

②問題として顕在化した主な事例

ア 鳥取市内の例

不用品回収業者の回収行為をきっかけに回収対象外の冷蔵庫が持ち込まれるなど、投棄物が増加。業者は持ち込まれたものを多数民地に放置したまま倒産、所在不明となり、その後不法投棄として問題化（H26年末）

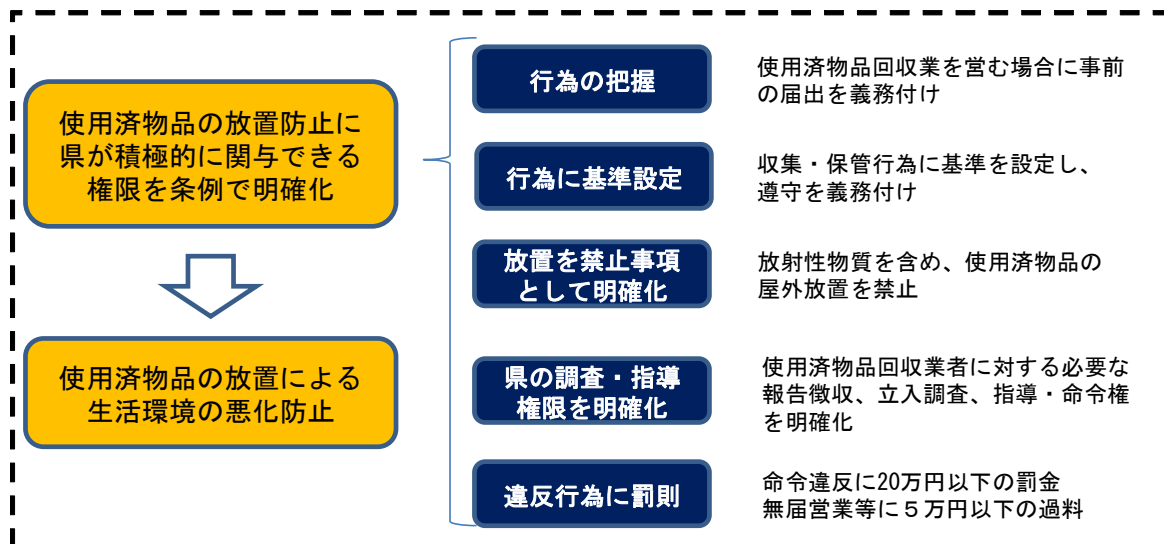
→投棄者不明の廃棄物として公費処理

イ 倉吉市内の例

不用品の保管場所の敷地から油の流出を確認し、県が吸着マットの敷設等で流出した油を回収するとともに流出防止を業者に指導。敷地内には回収された農機具、石油ファンヒーター等を野ざらしで保管（H27年9月）

2 条例の概要

(1) 条例の構成



<条例の特徴>

- ・不用品の放置防止を条例目的として明確に打ち出したこと。
（併せて法の谷間となっている放射性物質の放置禁止も明確に打ち出し）
- ・保管だけでなく、収集運搬を含めた不用品回収業を届出制とするなど規制の対象としたこと。
- ・廃棄物処理法による指導が難しい不用品（有価取引されるなど廃棄物でないもの）を、回収物の実態を踏まえ、幅広く条例の対象とすることで、法の谷間となる不用品に係る不適切な事案に県の指導が及ぶようにしたこと。

(廃棄物状のものでも有価取引の体裁があれば、廃棄物処理法による踏み込んだ対応ができず全国的にも不用品回収業の対応に苦慮しているところであり、本県として一歩踏み込んだ対応を条例で行うもの)

(2) 主な内容

① 放置防止の観点から、県、県民、事業者、土地所有者の責務を定める。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 全ての者 | 使用済物品・放射性物質の屋外放置の禁止 |
| 県民、事業者 | 廃棄物処理法、リサイクル法等に基づく使用済物品の適正な処分 |
| 土地所有者等 | 適正な土地管理による使用済物品の放置防止 |
| 県 | 使用済物品・放射性物質の放置防止に必要な措置の実施 |

② 使用済物品回収業を営もうとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

③ 使用済物品回収業を営む者について、使用済物品を屋外で保管し、又は運搬するときに従わなければならない基準を設ける。また、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

- 【使用済物品の屋外保管の基準（主なもの）】
- ① 保管場所の周囲には囲いを設けること（囲いには、高さ、構造等の基準あり）
 - ② 使用済物品の保管場所である旨の掲示板を設置すること
 - ③ 使用済物品から汚水等が漏れ出したり、地下に浸透しないような保管を行うこと
 - ④ 一定の高さ以上に使用済物品を積み上げないこと
- 【使用済物品の運搬の基準（主なもの）】
- ① 車両に使用済物品の運搬車両である旨を表示すること
 - ② 届出書類の写しを携行すること

④ 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、当該取引に関する記録を作成しなければならない。

⑤ 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

⑥ 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならず、それを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

⑦ 知事は、必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、記録、書類その他の物件を検査させることができる。

⑧ 改善命令

ア 知事は、使用済物品回収業を営む者が③の基準等に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

イ 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が使用済物品を処分していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

⑨ 罰則

ア 改善命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

イ 使用済物品回収業を営む者が、届出、記録の作成又は報告若しくは検査の業務に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

⑩ 施行期日は、平成28年7月1日とする罰則を除き、平成28年4月1日とする。